

文化財保存の広域化における 現状と諸問題

滋賀県の文化的景観をおもな事例として

Current Situation of Widely Spread Cultural Properties and Problems :
Taking Cultural Landscapes in Shiga Prefecture as Main Examples

青木隆浩

AOKI Takahiro

- ①はじめに
- ②文化的景観の選択と保護
- ③全国的な文化的景観の動向
- ④重要文化的景観の現状
- ⑤まとめ

【論文要旨】

近年、世界遺産の制度に「文化的景観」という枠組みが設けられた。この制度は、文化遺産と自然遺産の中間に位置し、かつ広い地域を保護するものである。その枠組みは曖昧であるが、一方であらゆるタイプの景観を文化財に選定する可能性を持っている。

ただし、日本では文化的景観として、まず農林水産業に関連する景観が選定された。なぜなら、それが文化財として明らかに新規の分野であったからである。だが、農林水産業に関連する景観は、大半が私有地であり、公共の財産として保護するのに適していない。また、それは広域であるため、観光資源にも向いていない。

本稿では、日本ではじめて重要文化的景観に選定された滋賀県近江八幡市の「近江八幡の水郷」と、同県高島市の「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」をおもな事例として、この制度の現状と諸問題を明らかにした。

【キーワード】 文化的景観, 近江八幡市, 高島市, 琵琶湖

①……………はじめに

1. 文化的景観とは

2006年1月、滋賀県の「近江八幡の水郷」が日本の重要文化的景観第1号に選定された。地理学や造園学でいち早く注目を集めたこの制度は、文化財の新たなカテゴリーであるが、選定数が少ないこともあって、まだ一般によく知られていない。

もともと文化的景観は、後述するように現状の世界遺産登録基準である「文化遺産」と「自然遺産」の中間領域を埋めるため、1980年代初めから検討され、1992年の世界遺産委員会で正式に導入された。ただし、世界遺産をめぐるこれまでさまざまな問題が発生してきたことから、文化的景観の制度設計では政治的、学問的にさまざまな調整がおこなわれ、結果として選定基準や保護対策の曖昧さを招いている。

もう1つ曖昧なのは、文化的景観とよく似た学術用語として、古くから「文化景観」という概念が地理学で用いられてきたことである。「文化景観」とは、おおよそ「自然景観」の対概念として位置づけられており、佐藤〔1929, 64頁〕によれば「手を加えられた風景」であるという。この定義は長く、広く用いられてきたが、手を加えられた程度の問題や、「景観」と「風景」の違いなど曖昧な点が不都合をもたらしていた。

現実には、人間活動の影響を全く受けていない「自然景観」はほとんど存在していない。少しでも「手を加えられた風景」を「文化景観」と呼ぶならば、「自然景観」に当てはまる場所のごく一部に限られるであろう。それに、人間が「自然景観」の保護を講じた場合、その成果として維持された景観は「自然景観」と「文化景観」のどちらに分類するのが適当なのか、これまで学問的にも明確な基準があるわけではなかった。

また、「風景」が例えば「風景写真」や「風景画」に代表される通り、自然的要素を多く含んだ場所への眺めを個人の目と技術で切り取ったものとして扱われるのに対し、「景観」は「景観保護」や「景観行政」といった全体主義の文脈で用いられることが多い。ただし、「自然景観」においては、植生や湖沼、山岳などの複合的な外観を意味することも多く、全体主義のニュアンスが「文化景観」より弱いと思われる。したがって、「文化景観」と「自然景観」は、厳密に定義すると、対概念として成立しがたい性質を有しているといえる。このような複雑さが、「文化景観」を新たな文化財の1部門を示す用語として選択できなかった大きな理由だと推測される。

一方、学術用語としての「文化的景観」は、保柳〔1929, 56頁〕が「各人揃って Kulturlandschaft なる語を用い文化的景観 (Kulturliche Landschaft) と云った人は見当らない」と示唆してから、これまでほとんど使われたことがなかった。そのため、「文化的景観」は一般にイメージを定着させておらず、新たな文化財の一分野を示す造語として使い勝手がよかったのではないだろうか。ただし、もともと定義の曖昧だった「文化景観」の使用法をさらに混乱させるような「文化的景観」という用語を採用することは、学説史上ナンセンスであったため、その際には行政用語としての新たな定義が必要とされた。ここに文化財保護法第2条第1項第5号で、「文化的景観」を「地域に

における生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義した背景があると考えられる。

もう1つ、新たな文化財のカテゴリーとして「文化的景観」を設定する必要に迫られた背景には、世界遺産の1分野である「自然遺産」が極めて限定された対象にしか適用できないという問題がある。「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」第2条によると、自然遺産とは①無生物又は生物の生成物又は生成物群から成る特徴のある自然の地域であって、観賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの、②地質学的又は地形学的形成物及び脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地として区域が明確に定められている地域であって、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するもの、③自然の風景地及び区域が明確に定められている自然の地域であって、学術上、保存上又は景観上顕著な普遍的価値を有するものであるという。なお、カテゴリー②の一文は重要であり、これが立ち入り禁止区域の設定など、極端な保護行政をまねく原因となっている。

しかし、先にも触れたように、人間の関与していない地域はほとんど残存していないため、景観と同様に「文化遺産」と「自然遺産」を明確に区分することは困難である。例えば、二次林は人間によって計画的に維持管理できるものであるが、そこに集まる昆虫類や鳥類は、生態系の微妙なバランスから発生する副次的なものである。この場合の昆虫類や鳥類は、果たして文化遺産か、それとも自然遺産だろうか。

反対に、人間が計画的に維持管理しようとして失敗する場合もある。例えば、イリオモテヤマネコは本来森林を歩くのが苦手であるにも関わらず、人間が自然を保護しようとして樹木の伐採を禁止したため、かえって歩きやすい人里に出てきて交通事故に遭っている。この他、近年の鹿や猪の急増なども、計画的な自然保護の副産物として、生態系が崩れた典型例である。これらの場合、制度と計画の面からいえば自然遺産であっても、結果的に変化した景観は予想外だったとはいえず人為的といってよい。このように、人為的介入の度合いによって「文化遺産」と「自然遺産」を区分し、計画的に保護するのは極めて難しい。

また、現行の文化財保護法では、「文化遺産」と「自然遺産」の両方に登録されたものを「複合遺産」と呼んでいるが、それらは「慣用呼称であり、決して概念化されたものではない」という[本中、1999、236頁]。このため、人間が関与することで維持される田園や里山などの景観には、これまで保護の対象とするための制度的枠組みがなかった。

そこで、人間の関与によって形成、維持されている景観を「文化的景観」という文化財の新たなカテゴリーによって保護する試みが始められたのだが、それは現実にどれだけの有効性をもち、かつ課題を抱えているのだろうか。具体的な事例を紹介する前に、まずは「文化的景観」の制度が導入された経緯を確認しておきたい。

2. 世界遺産と日本での「文化的景観」導入前後

さて、世界遺産は本来、顕著で普遍的な価値を有する文化財を保護するという目的を持っている。世界遺産に登録された地域には数多くの観光客が集まるが、それは登録の結果して生じたことであり、もともと観光客を集めるために世界遺産登録を推進しているわけではなかった。戦争や貧

困などによって、世界的に貴重な文化財が失われるのを防ぐことが、世界遺産の制度を設けた動機であったはずである。

だが、地方自治体は世界遺産登録を観光化への通行手形として期待し、観光客はそれを観光資源としての高い質を保証するような感覚で捉えている。現実には、日本各地でおこなわれている世界遺産関連のシンポジウムなどでは、世界遺産登録の目的として観光化の進展とそれによる地域活性化をあげる例が多くみられる。

ただし、世界遺産に登録されると、開発規制を典型とした様々な制約が付随し、土地の利用法や売買を自由にできなくなる。このため、当該地域の自主性は大幅に制限される。したがって、自力で景観を維持できるのであれば、世界遺産には登録されない方がよい。地域おこしを目的とするのであれば、世界遺産登録は最後の手段と位置づけるべきである。

それにも関わらず、このたび新たに設けられた「文化的景観」の保護制度については、観光資源を増やしてその価値を高める期待がなされている。なお、世界遺産登録においては、1つの国で同じような機能をもつ2つ以上の遺産を認めてこなかった先例があるため、先に登録したところが圧倒的に有利であり、後発はその制約下で独自性を強調する必要性に迫られている。その中で、世界遺産の新たなカテゴリーの設置は、新たな分野での登録を可能とするための窓口になっている。

その「文化的景観」は大きく3つの領域に分けられる。第1領域は「意匠された景観」であり、人間の設計意図の下に創造された景観で、庭園や公園などを対象とする。第2領域は「有機的に進化する景観」で、農林水産業を典型とする継続する景観と古代集落など遺跡の周囲に残る化石景観をさす。第3領域は「関連する景観」であり、国立公園のように信仰や宗教、文学、芸術活動などと直接関連する景観を意味する。

これらのうち、日本の文化庁では当初から第2領域の継続する景観に注目した。その理由を黒田[2006, 5頁]は、第1領域「意匠された景観」が名勝の、第2領域「化石景観」が史跡の保護制度でそれぞれ対応可能、第3領域「関連する景観」がすでに登録されていた世界遺産の区分を変更しただけであるのに対し、第2領域の継続する景観、すなわち農林水産業に関わる景観だけが明らかに新規の分野となったからだとみている。

さらにそれ以前の1999年に千曲市の「姥捨の棚田」が名勝指定されたことにより、その周辺地域を保護する必要性に迫られていた。この問題を解決することと合わせ、2000年には文化庁が世界遺産条約で新たに導入された「文化的景観」に対応するため、「農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する検討委員会」(委員長:石井進, 2001年~藤本強)を組織した。世界遺産の「文化的景観」ではすでに紹介したように、農林水産業に関わる景観だけが明らかな新規の分野であり、それだけに注目されていた。このため、文化庁では、当初から世界遺産条約よりも文化的景観の対象を狭く絞り込んでいたと考えられる。

ところが、「農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する検討委員会」(以下、「検討委員会」と略)には、農学と水産学の研究者がほとんど入っていない。具体名をあげると、第1回検討委員会の委員は、赤坂信(千葉大学, 風景計画学), 石塚克彦(劇団ふるさときゃらばん代表, 劇作家・演出家), 小野佐和子(千葉大学, 庭園デザイン学), 金田章裕(京都大学, 歴史地理学), 下村彰男(東京大学, 森林風景計画学), 千賀裕太郎(東京農工大学, 農業土木学), 中越信

和（広島大学，植物生態学），中嶋峰広（早稲田大学，農業地理学），服部英雄（九州大学，中世史），春山成子（東京大学，農業土木学），樋口忠彦（京都大学，景観工学），藤本強（國學院大学，考古学），吉田博宣（日本大学，造園学），米山淳一（財団法人日本ナショナルトラスト事業課長，遺産保存）となっている（〔文化庁文化財部記念物課，2003，48頁〕。なお，所属は委員会開催当時のもの）。全体的に，地理学と造園学の専門家が多く，農学・水産学，殊に農林水産業の経営・経済に関する研究を専門とする委員がいない。農林水産業に関連する景観を維持したいのであれば，まずその経営・経済的基盤を強化することが先決なはずである。

これについては，日本が文化財の新たなカテゴリーとして「文化的景観」を導入する以前，文化庁の本中眞が実に重要なことを述べている。彼によると，「これらの景観（伝統的な農法・漁法－筆者注）を保全するためには，景観を保全している物理的な諸要素の基礎となる産業の育成・保全が必須であり，単に文化財保護や公園整備，あるいは緑地保全の観点からのアプローチだけでは不十分である」〔本中，1995，36頁〕という。そして，「伝統的産業は旧来の労働形態を基盤としていくことが多く，往々にして過酷な労働を伴うものである。外部から景観保全が声高に叫ばれることによって，その地域の住民に強度の制約をおしつけることにもなりかねない」と危惧している〔同上〕。だからこそ，「保護対策に最も困難を伴うのが『有機的に継続する景観』と同種の景観であろう」とみている〔同上〕。これらはまさに適切で，良識ある見解とあってよい。

ところが，農林水産業に関連する文化的景観は，検討委員会の構成から判断するに，経営・経済の側面から重点的に議論されたとは言い難く，むしろ外観への評価を重視した印象を受ける。農林水産業の外観を登録上保護の対象にしたからといって，それだけで景観を保護できないことは明白である。一方で，農林水産業を維持するための手段として文化的景観の保護制度をみても，新たな収入が見込まれるわけではなく，むしろ保護という名目の用途制限が経営合理性に制約を与えることになるだろう

それでは，このような問題意識と実施レベルでの矛盾は，文化的景観の選定と現場でどのような影響を及ぼしているのだろうか。次章では，文化的景観の選定と保護の制度について検討していきたい。

②……………文化的景観の選択と保護

1. 所在調査の方法

日本で文化的景観の所在調査は，2000年から2003年にかけて行われた。その結果，2,311件が調査の対象となり，そのうち1次調査で4つの条件のうち2つ以上当てはまる502件が「文化的景観」として選定された。これが2次調査対象地域となる。4つの条件とは，①農林水産業の景観又は農林水産業と深い関連性を有する景観で，独特の性質と構成要素が認められること，②景観百選の類に選定又は出版物等において紹介され，一般的に風景上の価値が高いと周知されていると判断できること，③現在においてもなお農林水産業又はこれらに代わる営みが継続され，景観が維持されていること，④近年の改変による大規模な影響を受けず，本質的な価値を伝えていると判断でき

ることである。

1次調査を通過した502件は、①土地利用に関するもの、②風土に関するもの、③伝統的産業及び生活を示す文化財周辺の景観、④①～③の複合景観の4つに分類された。それらの中で、②風土に関するものは対象がイメージしづらいが、内容としては古来より芸術の題材及び行楽の対象となってきた景観、独特の気象によって現れる景観が当てはまる〔文化庁文化財部記念物課、2003、24頁〕。

続いて2次調査により、180件の重要地域が選択された。その選定基準は、①「美しさ」及び「やすらぎ」など、その地域の原風景としての「文化的景観」が人間の感性に与える好ましい影響等についても考慮すること、②絶滅危惧種などの貴重な生物及び多様な動植物の生息地ともなっている場合が多く、それらが自然の生態系において果たす役割についても考慮すること、③特定の地域的特性を反映しつつ各地に共通して展開するもの及び社会的状況の変化に伴って消滅の危機に瀕しているものが多いことから、代表的なもの及び希少的価値のあるものに配慮すること、④農山漁村地域に固有の伝統的産業及び生活と密接に関わるものであることから、地域住民及び地方公共団体が一丸となってそれらの保存・活用に積極的に取り組んでいるなど、景観の維持に将来的な展望が持てることの4点である〔文化庁文化財部記念物課、2003、19頁〕。

なお、②は具体的であるが、①は感覚的で曖昧な印象を受ける。そもそも「美しさ」や「やすらぎ」などの感覚は、個人差や流行による変化が少なくない。また、③では消滅の危機を条件にしているのに対し、④では景観を維持できる可能性をあげているのは、現実的に矛盾している。検討委員会は相反する組み合わせを2つ設定したことにより、重要地域の対象を拡大させているようにみえる。あるいは、様々なタイプの景観に対応できるように配慮したと言い換えられるかもしれない。だが、その矛盾は選定と保護の両面から中途半端な状況を生み出しているのではないか。次に、保護制度の内容を確認しておきたい。

2. 文化的景観の保護制度

文化庁文化財部記念物課〔2003、37頁〕によると、文化的景観には、それ自体で極めて高い価値を有するものと、他の記念物等とその周辺に一体として展開することに価値を有するものの2種類があるという。前者は新規の選定・保護地区となるが、後者はおもに既存の史跡・名勝・天然記念物を包括した広域の選定・保護地区となる。これにより、ある地域に独特な土地利用の相互連関を複合景観として保護することが可能になっている。

その保護制度は、重要地域と2次調査対象地域とで手続きと方法が異なる。まず、重要地域に対しては、既存の文化財保護法における史跡名勝天然記念物の指定制度が中心となっている。それに対応しきれないものについては、「第1に地方公共団体が条例の下に許可制に基づく保護の施策を講じ、第2に当該地方公共団体の申出に基づいて国が『重要文化的景観保存地区』（仮称）に選定するなど、二段階から成る保護の制度が考えられ」ている〔文化庁文化財部記念物課、2003、40頁〕。続いて、2次調査対象地域については、「その中核的な部分を都道府県又は市町村の文化財及び文化遺産に指定するとともに、農山漁村振興の各種施策とも連携しつつ多様な保全の対策を講じていくことが望ましい。また万全の体制が整ったものを対象として、重要地域としての再評価を行うこ

とも必要である」とされている [同上, 41 頁]。

つまり、重要地域が国から保護・管理されるのに対し、2次調査対象地域は、地方自治体の指定を受けるにとどまる。このように、両者の間には、重要文化財と同様のランキングが設定されている。しかし、景観に対する価値観は、本来多様であるはずであり、それが広域であるほど評価は難しくなると推察される。かつてトゥアン [1992] が人文主義地理学の視点から明らかにしたように、ある場所に対する地域住民と地域外からの訪問者の価値観は一般に異なる。例えば、旅行者から見ると壮大で美しい自然条件が、地元住民にとって過酷な生活を強いている場合がある。反対に、旅行者の関心を引かないありふれた光景が、地元住民にとって大切なものになっている場合もある。このように考えると、景観を国・都道府県・市町村でランキング付けすることが、果たして妥当なのか疑問が生じてくる。

そこで、本稿では文化的景観に選定された数ヶ所の事例、なかでも重要文化的景観第1号に選定された滋賀県の「近江八幡の水郷」と同県で早期から同制度への選定を目指していた「高島市海洋・西浜・知内の水辺景観」を中心として、文化的景観の現状と課題を検討していきたい。

③……………全国的な文化的景観の動向

1. 選定の傾向

文化的景観は、もともと中山間地域の耕作放棄による景観保全の危機的状況に対応することを大きな目的の1つにしている。その中でもとくに重要視されたのが、深刻な経営難に直面している棚田であった。棚田は、中山間地域の人手不足に加え、農業機械の導入困難による作業効率の制約から、生産性の低迷が問題になっていた。

しかし、皮肉なことにその経営難が景観としての棚田の希少価値を高めることになった。1999年には農林水産省構造改善部開発課の主催で棚田百選が認定され、さらに中世史学者の石井進氏を初代会長として棚田学会が発足している。このうち棚田百選は、のちに文化的景観を選定する際の基礎データとして使われたようである。

また、同年に千曲市の「姨捨の棚田」が、その2年後に輪島市の「白米の千枚田」がそれぞれ名勝に指定された。それらを受けて、棚田の保存管理方法が模索されることになった。このように、文化財の新たなカテゴリーとして「文化的景観」を導入した背景には、先行して棚田の景観保全があった。

その影響を受けて、文化的景観の重要地域に選定された180ヶ所のうち、水田景観が35ヶ所、割合にして19.4%を占める。そのうち、棚田は「大山千枚田」(千葉県鴨川市)、「山古志の棚田」(新潟県山古志村)、「上船倉の棚田」(新潟県上越市)、「松之山の棚田」(新潟県松之山町)、「白米の千枚田」(石川県輪島市)、「姨捨の棚田」(長野県千曲市)など25ヶ所にのぼる(表1)。重要地域に選定された他の地域を種別で見ると、多い順番に畑地景観が32ヶ所で17.8%、集落に関連する景観が13ヶ所で7.2%、草地景観と漁場景観・漁港景観・海浜景観がともに10ヶ所で5.6%と続いており、これらのデータからいかに水田景観、とりわけ棚田の重要地域が多いか確認できる [文化庁

表1 文化的景観の重要地域に選定された棚田一覧

名称	所在地	保存会
大山千枚田	千葉県鴨川市	有
山古志の棚田	新潟県山古志村	
上船倉の棚田	新潟県安塚町	有
松之山の棚田	新潟県松之山町	
白米の千枚田	石川県輪島市	有
姨捨の棚田	長野県更埴市	有
坂折の棚田	岐阜県恵那市	有
大栗安の棚田	静岡県天竜市	有
四谷の千枚田	愛知県鳳来町	有
丸山千枚田	三重県紀和町	有
新井の千枚田	京都府伊根町	有
長谷の棚田	大阪府能勢町	有
神奈備の郷	奈良県日香村	有
蘭島	和歌山県清水町	有
中垣内の棚田	島根県益田市	
都川の棚田	島根県旭町	
上山の千枚田	岡山県英田町	有
城川町の茶道と山村	愛媛県城川町	
神在居の千枚田	高知県壽原町	有
つづら棚田	福岡県浮羽町	有
星野村の棚田	福岡県星野村	有
蕨野の棚田	佐賀県相知町	有
岳の棚田	佐賀県西有田町	有
酒谷の棚田	宮崎県日南市	有
戸川の石垣の村	宮崎県日之影町	有

出典：文化庁文化財記念物課（2005年）
注：保存会の有無は、出典先の記述内容による。

文化財部記念物課監修，2005]。したがって、「文化的景観」の保護制度においては、その導入当初から棚田の選定と保護が重要視されていたといつてよい。

ところが、棚田の選定と保護管理には、「文化的景観」全体に関わる共通の問題をいくつか孕んでいる。最大の問題は、その大半が私有地だということである。私有地の保護管理が困難なことは、すでに伝統的建造物群や世界遺産の先例で明らかであるが、農林水産業に係る「文化的景観」の場合は、さらに経済状況の変化が大きな制約となる。『農林業センサス累年統計書』によると、全国の田における販売農家数とその経営耕地面積は、1985年の約288万戸、約213haから、1995年の約230万戸、約201ha、2005年の約166万戸、約149haへと激減している（図1）。ただし、1985年の値を100として10年ごとの減少率をみると、農家戸数が1995年に80.0、2005年に57.6であるのに対し、経営耕地面積は1995年に94.2、2005年に70.2と比較的緩やかである。

全国の田において、農家戸数ほどに経営耕地面積の割合が減少していないのは、いわゆる農地の流動化により、経営状態の比較的良好な農家に農地が集中しつつあることや、稲以外の作物を作ることによって需給関係のバランスを調整していることなどがあげられる。5年おきに調査される『農林業センサス累年統計書』により、全国の田で過去1年間に稲以外の作物だけを作った販売農家の

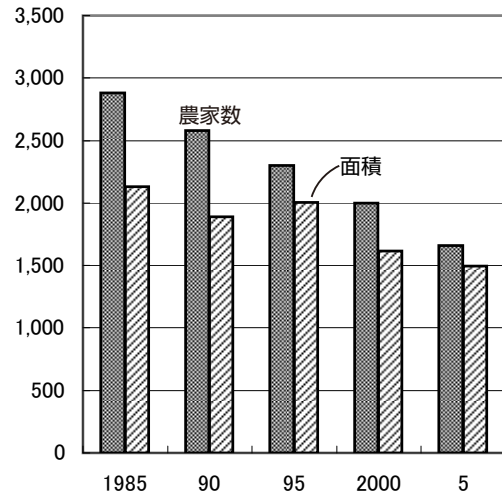


図1 全国の販売農家における稲を作った田の推移
資料：『農林業センサス累年統計書』
単位：農家数(千戸)，面積(千ha)

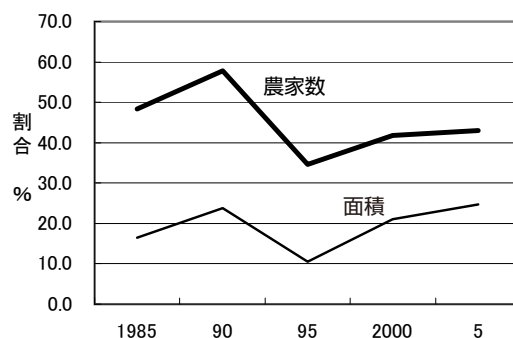


図2 全国の田で過去1年間に稲以外の作物だけを作った販売農家とその面積の割合
資料：『農林業センサス累年統計書』

割合を確認したところ、農家数がおおよそ40%以上、面積が20%前後にのぼった。このように田では稲以外の作物が頻繁に作られており、例えば「文化的景観」の重要地域に選定されている千葉県鴨川市の大山千枚田周辺でも、選定外の棚田でソテツが栽培されている。農家経営にとって、土地生産性の向上は極めて重要な課題であり、そのための農地流動化や転用・転作などは必要不可欠とあってよい。

ところが、「文化的景観」の選定は、農地の流動化と転用・転作を制約する。消費者による嗜好の変化や国際競争の状況、地代の上下動などは農家経営に大きな影響を及ぼすが、「文化的景観」の保護は土地利用の権利関係と作付けを固定化し、あらゆる経済環境への対応を困難にする。なかでも中山間地域の棚田は、大型の農業機械が入らず、人手のかかる条件不利を抱えているため、土地生産性が低い。農産物全般の国内食糧需給率が低下している現状において、とりわけ土地生産性の低い棚田を保存するのは、農家経営の面から相当な無理がある。

この問題に対処するため、既述したように重要地域の選択では「地域住民及び地方公共団体が一丸となってそれらの保存・活用に積極的に取り組んでいる」ことに留意している〔文化庁文化財部記念物課、2003、19頁〕。実際にも、重要地域の大半に保存会の類が存在する（表1）。たしかに保存会の多くは採算を度外視して景観を守る努力をしている人々の集まりであるが、農地が農家から彼らの手にゆだねられるまでの経緯とその後の見通しについては、とくに慎重な検討を要する。

というのも現実には農地、とくに棚田の保存会が全国各地に発足しつつあるが、保存の対象が現役の工場や商店だとしたら、どのような反応があるだろうか。現在も営業しているそれらを保護の対象とすることは、近い将来消滅するという予測を与えたことになる。それは、当該業者の誇りを傷つけ、意欲を低下させるだけでなく、消費者の視線を旅行者や博物館見学者のそれへと変化させるだろう。筆者の知る限り、現役の業者はたとえ経済環境の変化によって少数派に転じても、市場経済の競争に耐え、勝ち抜いている自負から、庇護の眼で見られたくない、過去の存在として扱われたい⁽¹⁾と思っている。

農家の心情も代々家業を受け継いできた立場として、工場や商店の経営者と同様なのではないだろうか。ところが、農家の場合はすでに経済的な保護とそれに付随した制度上の制約により、農地を自由に転用できない。そのため、市場動向や環境変化、労働条件などに適さない農地が、しばしば耕作放棄地となる。それは、農家にとって対応の困難な農地なので、ある契約に基づいて保存会に耕作の維持を委託することになる。場合によっては、農家が保存会に農地を譲渡することもあるだろう。このような例は、商工業であれば、乗っ取りとみなされて大問題へと発展してもおかしくないが、農業では様々な経済的・制度的な制約により、1つの現実的な手段となってしまう。

また、保存会の活動もどれだけ長く維持できるのか、見通しは立っていない。農家が手放した棚田を、なぜ保存会が維持できるのか。それは、保存会が農家以上に無理な負担を受け入れつつ、コストを分散させるからだという理由以外に考えられない。会費の支払い、自宅から棚田までの移動コスト、保存会内部における調整、様々なイベントにかかる諸経費、会員を維持するための宣伝活動費など、保存会による棚田経営では、農家なら発生しなかった多大なコストがかかり、そのために土地生産性、労働生産性が低下する。それだけの負担を引き受けられる人々を安定的に補充し、かつ棚田を保存する気力を維持するにはたいへんな努力が必要であろう。

その気力を維持するには、学問的な重要性や文化財としての希少性、それらを根拠にした地域の個性維持、地域おこしの可能性などが必要不可欠である。このような目的を失えば、文化的景観を保護する動機も縮小すると思われる。

さらに、「文化的景観」に選定された地域が私有地であった場合、保存可能性に加えて、公共の文化財としての適正が問われる。「文化的景観」の保護制度には、「地域おこしの核としての活用」が想定されている〔文化庁文化財部記念物課、2003、41頁〕。そこには、農林水産業に関連した景観を地域の文化財として、観光資源に役立てようとする意図がある。しかし、伝統的重要建造物群や世界遺産の先例から明らかなように、私有地を保護対象にして観光資源化すると、私的財産を自由に処分できない、観光客が出入りしてプライベートを守れないなどの問題が生じる。このため、私有地を「文化的景観」に選定するのは容易でない。

以上のように、文化的景観の保護制度においては、棚田の保護対策が極めて重要な位置を占めているが、それに選定した場合の農業経営に対する制度上の制約や保存会活動の多大な負担、公共の文化財としてみた場合の支障など、さまざまな問題が発生しうる。それでは、とくに重点をおいて保存しようと計画している重要文化的景観は、どのような状況にあるのだろうか。

2. 重要文化的景観の選定

重要文化的景観は、2009年3月1日現在で14ヶ所選定されている(表1)。ただし、先に紹介した「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」の報告書では、重要地域と2次調査対象地域にもなっていない「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」が2007年7月に重要文化的景観として選定されている。また、同報告書で2次調査対象地域となっていた「宇治川の景観」は、2009年2月に重要地域を飛び越え、「宇治の文化的景観」として重要文化的景観に選定されている。

これらの事例からわかるように、「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」で重要地域ないし2次調査対象地域に選定されていなくても、地方公共団体から申請があり、文化庁によってその必要性・希少性と保護の可能性が認められれば、重要文化的景観に選定されうる。

さらに、「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」の報告書における重要地域ないし2次調査対象地域に選定されているものの、それとは対象範囲がややずれた重要文化的景観も出てきている。例えば、愛媛県宇和島市の重要地域「水ヶ浦の段々畑と漁港」は、その一部が2005年7月に「遊子水荷浦の段畑」として重要文化的景観に選定されている。ここでは前者の文字通り、養殖業が主たる産業となっており、それをリタイアした世代が段畑の耕作を維持している。このため、段畑を長期的に維持するには、養殖業の安定経営が最も確実な手段である。ところが、重要文化的景観の選定では、養殖業を対象から切り離してしまった。ここで注意したいのは、1999年に文化庁の調査官が文化財の指定を求めよう示唆したところ、養殖業に従事する青壮年層から「長期にわたる保全活動(維持管理)はできないという強い反対意見が出され」たことにより〔浅野、2005、116頁〕、文化財指定の動きがいったん頓挫したことである。その1年後に「段畑を守ろう会」が地区内外の会員82名によって結成され、2004年に文化的景観の保護事業に申請したことから〔同上、116頁〕、段畑の保護活動がそれを養殖業の経営から分離させたと推察される。

このように、農林水産業に関連する景観を文化財として保護する試みは、皮肉にもそれを長く維持してきた経営の論理と必ずしもかみ合っていない。その根本的な原因は、文化的景観を含む文化財の保護事業が全般的に採算を度外視して行われるものだからである。

もう1つ、重要文化的景観の選定をめぐる行政と地域住民の軋轢には、開発計画との絡みから地域住民にとって重要な区域が保護の対象から外れ、あまり重要でないそれが保護の対象になることがある。例えば、2007年7月に重要文化的景観として選定された「アイヌの伝統と近代開拓による沙流



写真1 重要文化的景観の対象外になっている
アイヌ民族にとって神聖な山

川流域の文化的景観」では、アイヌ民族にとって神聖な場所が開発予定のために保護区域から外され（写真1）、開発の終わったダムが保護区域に含まれている。重要文化的景観の選定は、既存の開発計画を覆すほどに影響力を持っていないのが現状である。

これまでみてきた通り、文化的景観の曖昧さは、その保護にとってあまりよい状態とはいえない。それでは、文化的景観はどのような状況で選定され、その対価としてどれだけの効果を生み出しているのだろうか。滋賀県近江八幡市と高島市を事例として、もう少し詳しくみていきたい。

④……………重要文化的景観の現状

1. 近江八幡市の事例

「近江八幡の水郷」が重要文化的景観の第1号に選定されたのは、2006年のことである。それ以前から、例えば1993年に琵琶湖がラムサール条約に登録され、1996年に国土庁の「水の郷百選」に認定されるなど、滋賀県は琵琶湖の自然保護に関連して、様々な行政の制度を受け入れ、観光資源の目玉にしてきた。

その近江八幡市が、もう1つの大きな観光資源として近年売り出してきたのが、数多くの近江八幡商人を輩出した伝統的な町並みである。琵琶湖のラムサール条約登録に先行して、それは1991年に滋賀県初の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。八幡商人は、近江商人の中でも経営規模が大きかったことを反映して、見事な大邸宅を連ねている（写真2）。

だが、その八幡商人も出店先への完全移住、企業化による経営権の喪失、廃業などにより



写真2 八幡商人・西川利右衛門家

次々と本宅を手放してきた。歴史民俗資料館が森五郎兵衛、郷土資料館が西村太郎右衛門の旧宅を活用したものであり、かつ国指定重要文化財の旧西川利右衛門家住宅、市指定文化財の伴庄右衛門家住宅が市の管理によって一般公開されている現状は、八幡商人の空き家対策を背景としている。そこで、近江八幡市では、2008年に空き町家活用検討委員会を発足し、空き家をおみやげ屋や喫茶店に活用する取り組みをおこなっている。

それでも、近江八幡市の観光案内所を利用する観光客のうち、琵琶湖の水郷と八幡商人の町並みに立ち寄るのは合わせても5%に満たない(表2)。2006年の「滋賀県観光客入込調査」によると、近江八幡市で入込観光客数の最も多いのは日牟礼八幡宮の55万3,800人、それに続くのが八幡堀の54万8,000人とウェルサンピア滋賀の37万800人である。日牟礼八幡宮は、八幡堀に沿って大鳥居があり、近江八幡商人の信仰と財力によって栄えた神社である。八幡堀は、安土桃山時代に琵琶湖交通の要所として城下町を繁栄させる原動力となった。最後のウェルサンピア滋賀は、別名を滋賀県厚生年金休暇センターといい、老人ホームのほか、プールやゴルフ場、体育館、宿泊棟などを併せもつ総合レジャー施設であったが、2009年3月13日で営業を終了し、競争入札を通じて民間企業に引き取られている。

表2 近江八幡市における近年の観光客数

	観光案内所 利用者数(千人)	市立資料館(町並)		水郷めぐり	
		実数(千人)	割合(%)	実数(千人)	割合(%)
2002年	3,260	47.4	1.45	131.8	4.04
2003年	3,920	50.7	1.29	140.9	3.59
2004年	4,220	61.3	1.45	146.2	3.46
2005年	4,270	48.3	1.13	162.0	3.79
2006年	5,030	48.3	0.96	166.0	3.30

資料：『平成19年度近江八幡市統計書』

このように安定して相当数の観光客を集めているのは、日牟礼八幡宮と八幡堀の2ヶ所に過ぎず、近江八幡市が集客に力を入れている町並みと水郷めぐりは、観光客数が増えているものの、市内では主要な観光資源にまで育っていない。

その原因としては、まず世間一般に対する宣伝不足やたまたま時流にのっていないなどの理由が考えられるが、文化的景観をおもな研究対象とする本稿ではあえてその観光資源としての問題に重点をおきたい。「近江八幡の水郷」の重要文化的景観選定は、単独の観光コースとしてはわずかに観光客数を増大させているが、市全体に対する影響は少ない。つまり、それは選定や保護に複雑な手続きと多大な労力を費やしている割に、目立った効果がみられない。

そこでまず、注意しなければならないのは、近江八幡市に宿泊する観光客数が年間14万人弱にとどまっている点である(『平成19年版近江八幡市統計書』)。同じ年の観光案内所利用者数が約500万人であり、そこに立ち寄らない観光客数が相当数あることを考慮すると、近江八幡市への観光客で市内に宿泊するのはおそらく1割に満たない。周辺には草津や京都といった有力な観光地があり、同市はそれらでの宿泊を前提とした通過型観光地の状態を脱していない。

通過型観光地の場合、主要な観光コースを短時間でたくさん見てまわる効率性が求められる。反対に移動時間の長いコースは、回避される傾向にあるとみてよい。ところが、近江八幡の水郷は、



写真3 琵琶湖水郷めぐりの乗合船



写真4 重要文化的景観の1要素である琵琶湖のアシ

近江八幡駅から歩いて行ける距離にない。また、琵琶湖の水郷以外、周辺に目立った見所があるわけでもない。観光客は琵琶湖の水郷をみるためだけにタクシーやレンタカー、レンタサイクルなどで、かなりの費用もしくは移動時間を見込まなければならない。

水郷では、現在4社がそれぞれ異なる乗り場から貸切船と乗合船で、ヨシの群生や水鳥の鳴き声などを楽しむための観光サービスを提供している(写真3, 4)。それにはまた1, 2時間かかる。その周辺にはとくに目立った観光地や商店がなく、観光客はほぼ水郷だけを楽しんで、他の観光地に数時間かけて移動するか、帰宅することになる。このような状況では、まず観光化による経済効果が小さく、かつごく一部に限られてしまう。たしかに水郷めぐりの観光業者は、重要文化的景観への選定後に観光客が増えたというが、周辺に目立った観光資源がほとんどみられないために、その波及効果は少ない。これは、文化的景観全般に共通する点でもあるが、広域で文化財指定をされても、観光客にとっては移動時間ばかりが長くなり、そのために実質的な見学時間が短くなる。近江八幡の水郷のみならず、現状の文化的景観は農林水産業に関連し、かつ交通の不便な場所に点在しているため、どこでもおおよそ同様の課題を抱えている。

また、交通の不便な広域の観光地には、おみやげ屋や旅館、飲食店といった民間の観光施設が出店するのも難しい。そもそも、文化的景観が景観の保護を目的としている以上、観光施設の新規出店そのものが望ましいことではない。そうなると、観光資源としてみた文化的景観は、経済効果ごく一部にとどまる。

それでも、近江八幡の水郷は文化的景観保護制度の現状において、ほぼ現実的な方向に進んでいると思われる。これまでみてきたように、観光資源としての文化的景観には経済効果が少ない。したがって、これを様々な手段によって保護すると、労働力や土木費などがかさんで、採算性が合わなくなる。これに対し、近江八幡の水郷を文化財として保護するための必要な経費はあまりかからないのではないだろうか。少なくとも、農林水産業の安定経営を必要不可欠とする景観を保護するのに較べて、水郷の保護はある程度まで行政の措置によって現実的に可能である。

また、近江八幡の水郷には、私有地が少ないという利点もある。観光地は見られることを前提として成立するものであり、概して住民のプライベートが損なわれやすいという問題を抱えている。この点で、私有地が大半を占める農林水産業に関連した景観は、観光資源におおよそ向いていない。

その中で湖沼や河川は大半が公有地であり、観光化によって住民のプライベートを侵害する可能性が低い。このように、近江八幡の水郷は、観光資源としての効果が小さい反面、目立った負荷もあまり見られない点で、重要文化的景観として無難に選定しやすかったと推察される。

2. 高島市の事例

高島市は、重要文化的景観の選定において、2005年に近江八幡市、大津市、宇治市、伊丹市、小浜市に続いて6番目の景観行政団体になった。その背景には、近江八幡市からの熱心な誘いがあったという。そして、翌年には近江八幡市長を会長とし、高島市長・宇和島市長・一関市長を副会長とする全国文化的景観協議会が設立され、全国の市町村に文化的景観を創出する呼びかけをはじめた。

当時、高島市で文化的景観に選定されていたのは、「近江のシシ垣」(畑地景観の重要地域)、^{かいづ}「海津の石積み護岸」(漁場景観・漁港景観・海浜景観の2次調査対象地域)、「琵琶湖のえり漁、おいさで漁」(複合景観の重要地域)の3ヶ所である。その中で2008年に重要文化的景観に選定されたのは、2次調査対象地域にとどまっていた「海津の石積み護岸」をやや広域にした「高島市海津・^{ちない}西浜・知内の水辺景観」であった。つまり、高島市における重要文化的景観は、「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」の結果を覆し、2ヶ所の重要地域を飛び越して2次調査対象地域が選定されたことになる。

高島市の「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」選定に関わる資料によると、その特徴は全国唯一の湖岸の石積みであること、琵琶湖水面が文化財として選定されたこと、重要文化的景観としては、初めて内水面漁業景観が評価されたことにあるという。ただし、現地の状況からは別の事情が推測される。まず、「近江のシシ垣」は損壊が進んでいるために保護が困難であり、素人ではそれを見つけづらい。また、シシ垣の大半は私有地である田畑を通過しなければ見られないところがあり、かつ熊が出る危険性を有しているため、文化的景観の重点化や観光化にあまり適していない。

高島市の棚田では、これまで観光客による私有地への進入に悩まされてきた。例えば、「畑の棚田」は滋賀県内で唯一「日本の棚田百選」に選ばれており(写真5)、そのことを紹介する案内板が市によって立てられている(写真6)。棚田オーナーによる保存活動も活発である。

だが、^{はた}観光地として宣伝した結果、畑では棚田の中を歩く観光客によって畦を壊される被害が発



写真5 高島市畑地区の棚田



写真6 「畑の棚田」の案内板



写真7 「畑の棚田」の注意書き

生するようになった(写真7)。そもそも畑の棚田は傾斜が急なため、畦が崩れやすい。棚田の観光化は、オーナー制度による保存の原動力にもなっていると思われるが、同時に環境負荷を増大させる原因となっている。

もう1つ高島市で有名なのが「針江の水文化」である。これは、湧水とこれを利用したカバタ(川端)の暮らしのことである(写真8)が、NHK総合テレビが2004年に「映像誌：里山『水をめぐる水辺』」というドキュメンタリー番組を放映したところ、一躍人気の観光スポットになった。ところがその後、観光客の一部によって民家の中を覗かれる、カバタを勝手に使われるなどの被害が相次いだため、住民は有料のガイド付きエコツアーを除き、観光客の出入りを制限した(写真9)。

このように、高島市はすでに住民の実生活を観光資源にする難しさを体験している。そのことは、重要文化的景観の選定に少なからぬ影響を及ぼしていたと推察される。

次に、文化的景観の重要地域に選定された「琵琶湖のえり漁、おいさで漁」では、小型定置網の一種であるえり漁が体験型観光に向いておらず、また竿で湖面を叩いて網をもった人の方へ魚を追い込むおいさで漁が、深みにはまるなどの危険を伴うにもかかわらず漁獲量に乏しいことから、若い漁師に敬遠されている。これらの要因により、「琵琶湖のえり漁、おいさで漁」は、その技術を次世代に継承し、観光資源に活用することが困難な状況にある。

したがって、「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」で2次調査対象地域にすぎなかった「海津の石積み護岸」が、重要地域の「近江のシシ垣」や「琵琶湖のえり漁、おいさで漁」を飛び越え、地域的な範囲を拡大して重要文化的景観となった背景には、観光資源として



写真8 針江のカバタ

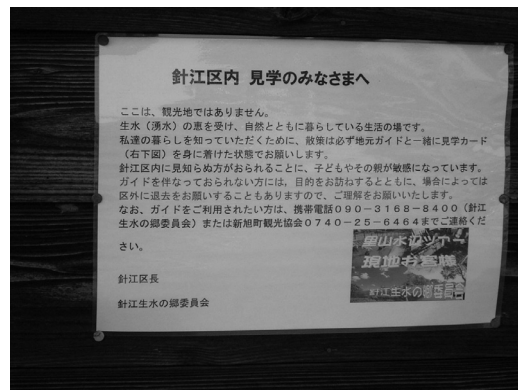


写真9 針江地区の注意書き



写真10 海津の石積み



写真11 石積み護岸に至る通路

の有効性やプライバシーの保護、景観保護の可能性などが考慮されたと推察される。このように重要文化的景観の場合は、対象が広域であり、かつしばしば私有地を包括するがゆえに、様々な利害関係や保護の持続可能性などが選定の要因に強く関わってくる。そのため、学術的な意義や観光資源としての有効性といった文化財としての評価が、そのまま重要文化的景観の選定に反映されることは限らないのである。

一方、重要文化的景観に選定された「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」の方も、いくつかの検討課題を抱えている(写真10)。まず、観光客からみて、私有地と公有地の境界がよくわからない。この地域は、道路・民家・石積み護岸、琵琶湖の順に帯状の層を形成しているため、景観として重要なポイントである石積み護岸をみるには、民家を通過しなければならない(写真11)。ここで、道路から琵琶湖へと出られる細い通路はたくさんあるが、大半が敷地を塀で区切っていないので、通行可能かどうかの判断がつかない。このような対象範囲のわかりにくさは、文化財としての公共化という点で文化的景観全般に共通する大きな問題であろう。

次に、最寄り駅のJRマキノ駅から石積み護岸の終点となる海津大崎までは4, 5kmほどあるが、春になると海津大崎の有名な桜並木を多くの観光客がリュックサックを背負ってハイキングに訪れる。とくに「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」が重要文化的景観に選定されてからは、地元住民の感覚によると観光客数が増えているという。ところが、聞き取り調査では、ハイキングの観光客は海津・西浜・知内の石積み護岸沿道の商店にほとんど立ち寄らず、ただ通過するだけだとのことである。なぜなら、それらの商店はもともと観光客向けではなく、地元住民向けの商売を営んできたからである。観光客がおもに求める商品は、弁当・惣菜・おみやげ用のアクセサリや菓子類などであり、地元住民向けの生活用品とは若干異なっている。普段の生活用品が、そのままおみやげとして売れる可能性は少ない。そして、商店の側は多くの観光客が自分たちの店にほとんど関心を寄せないことに当初ショックを受けたそうだが、現在はすでに慣れたとのことであった。

ただ、ここで1つ注意しておきたいのは、重要文化的景観の選定によって観光客が増えたとしても、地元への経済効果が高まるとは限らないことである。まず、地域の日常生活にとって頻繁に必要とされるものは、生鮮食品や日用品、衣類などであるが、それらの多くは腐りやすい、重い、かさばるなどの理由から観光みやげに向かない。商品需要⁽²⁾だけみても、地域住民と観光客では傾向が大きく異なるのである。

そのため、観光で収益をあげるには、みやげものを販売するにしても、民宿を開くにしても、需要に応じた相応の負担を強いられる。だが、そのように対応したからといって経営が成り立つだけの観光客が来なければ、採算が合わない。また、業態を観光客に転換することで、地元の得意客を失う可能性もある。したがって、店主がこれまで地元住民を主要な顧客としてきた業態を観光客向けに転換するには、大きな勇気と決断力を要する。

以上の点から、日常生活を観光向けに転換するための政策は、リスクが高く、費用対効果に乏しい。たとえ効果があったとしても、近江八幡の水郷めぐりのような、住民の日常生活にほとんど影響しない一部の観光サービスがわずかに利用者数を伸ばしているにすぎない。新たな文化財の発掘・創出を観光化、地域活性化へと結び付けようとする動きが全国各地に広がっているが、経済的にはあまり期待しない方がよいだろう。

そうすると、文化的景観を選定し、保護する根拠としては、なおさら学問的な意義が重要になってくるが、現状ではその基準も曖昧である。とくに学問的見地と地元住民の価値観、文化財としての希少性と保護の可能性には、相反する問題が少なくない。したがって、文化的景観の選定と保護は、妥協の産物になっていく可能性が高いのではないだろうか。

⑤……………まとめ

本稿では、近年導入された文化的景観の保護制度を事例として、文化財の広域化にみられる諸問題を検討してきた。その結果、以下の点が明らかとなった。

まず、文化遺産と自然遺産、もしくは文化景観と自然景観を厳密に分けることが困難な状況から、「文化的景観」の制度が新たに設けられたのだが、両者の間のグレーゾーンを文化遺産の1分野にしようとしたため、そもそも枠組みが曖昧になっている。ただし、好意的に解釈すれば、あらゆる景観を文化遺産に選定する可能性が広がったとも言える。

だが、その曖昧さは文化遺産制度の基本である景観の学術的価値と希少性に基づいた選定を困難にしていると見受けられる。実際にも、「農林水産業に関連する文化的検討委員会」では2次調査対象地域でしかなかった景観が重要地域を飛び越して重要文化的景観になった例や、「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」のように同委員会で2次調査対象地域にすらなっていなかった景観が同じく重要文化的景観に選定された例が出てきている。保護の実現性や開発計画などとの関わりから、重要地域に選定されても重要文化的景観にまで昇格できないことは致し方ないと思われるが、これまでのように逆転現象が相次ぐと、文化的景観の選定における学問的な意義はいったい何なのかという疑問を呈せざるを得ない。

また、その学問的な意義自体も曖昧であり、地域住民にとって大切な景観が保護区域から外され、反対に彼らにとってあまり重要でない景観、場合によっては負の遺産が文化的景観に選定されている。文化的景観の制度は、文化遺産と自然遺産の中間的なカテゴリという点からいっても、景観と住民生活の関わりが重要視されるべきだと考えられるが、現実にはそのようになっていない。このため、文化的景観の選定における学問的意義を今一度振り返って考えるべきだろう。

もう1つ、文化的景観の選定において重要な意味を持っているのが、地域おこしの可能性である。

地方自治体や地域住民にとって、文化的景観の保護制度は学問的意義よりも、むしろ新たな観光資源の開発可能性が期待されているのが一般的ではないだろうか。しかし、こちらも現状ではあまり期待できない。

その最大の理由は、文化的景観のような広域の文化財がそもそも観光資源に向かないことにある。なぜなら、日本の観光には日帰りや短期滞在型が多いため、短時間で効率よく見て回れるタイプが好まれているからである。文化的景観の場合は広域のために1ヶ所見るにも時間がかかり、さらに隣の文化的景観へ移動するとしばしば数キロメートルにも及ぶ移動が必要になる。これでは、疲労感ばかりが残る観光になってしまう。

また、観光資源が広域になると、どうしても私有地でのプライバシーが守られないという問題が生じる。これはどこの地域でもおおそ認識されているが、そのために観光客と地域住民の間でトラブルが発生しづらいところが、重要文化的景観に選定されやすくなっているようである。だが、それでは文化的景観の選定が妥協の産物になってしまい、文化財としての学問的意義や地域おこしの可能性が阻害される。

そして、あらゆる妥協を経て選定までこぎつけたとしても、文化的景観を保護するには、しばしば多大な費用と労働力が必要となる。文化的景観の保護制度には、棚田や漁場を典型として、農家や漁家などが経営的に維持困難となったところを、景観として守っていこうという目的がある。しかし、プロの彼らが維持困難な農地や漁場を、地方自治体や他に仕事を持っているボランティアなどがどうして守れるのか。それは、彼らが自らの良心や正義感などに基づいて無理をするからである。彼らは、学問的な意義や地域おこしといった目的があるから、無理を続けているのではないだろうか。

だからこそ、文化的景観は妥協の産物になってはならないのである。だが、現実に学問や地域おこしの理想ばかりを唱えられないジレンマを抱えており、文化的景観の保護制度は早くも極めて難しい問題に直面しているといつてよい。

註

(1)——筆者は、現役の商工業を文化財化することに反対である。なぜなら、本文中でも述べたように、文化財化は当該業者から自らの業種業態を過去のもの、保護しなければ残れないものという扱いをされたと捉えられかねないからである。また、生活・技術・流行の変化などによって新たな業種・業態が伝統的なそれらに替わっていくのは避けられないことであり、その中で今も営業している伝統産業の担い手は、環境の変化に対応できる柔軟性と高い能力を持っている。このように絶えず変化していることや自力で経営していることから、現役の商工業は文化財の保護制度にそぐわない。ところが、文化庁文化財部記念物課では、2005年から「採掘・製造、

流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」を実施し、伝統的な商店街や高齢化の進んでいるニュータウン、製造業の集積地などを「文化的景観」の新たな対象にしようと検討している。これまで述べてきたように、現役の商工業に文化的景観の保護制度は不要である。それでも廃業・閉鎖の跡地を選定する可能性は残っているが、文化庁は大型ショッピングモールの郊外進出によりゴーストタウンとなった数々の地方都市をも文化財として保護するのだろうか。

(2)——高島市が重要文化的景観に選定されたのは2008年であるため、その効果を分析可能な統計データはまだ出ていない。

引用文献

- 浅野敏久「文化景観としての段々畑－2005年度前期地域研究実習報告－」, 日本研究(広島大学) 3, 2005年, 111-120頁。
- 黒田乃生「文化財としての文化的景観の保護と博物館に期待する役割」, 博物館研究 41-8, 2006年, 5-8頁。
- 佐藤弘「交替作用の法則」, 地理学評論 5-8, 1929年, 55-66頁。
- トゥアン, イーファー著, 小野有五・阿部一訳『トポフィリア』, セリカ書房, 1992年, 446頁。
- 保柳睦美「文化景観の理論的研究」, 地理学評論 5-11, 1929年, 55-66頁。
- 文化庁文化財部記念物課「『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)』について」, 月刊文化財 480, 2003年, 4-62頁。
- 文化庁文化財部記念物課監修『日本の文化的景観 農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書』, 同成社, 2005年, 323頁。
- 本中眞「世界遺産の『文化的景観』に関する諸問題」, 月刊文化財 381, 1995年, 21-38頁。
- 本中眞「文化と自然のはざまにあるもの－世界遺産条約と文化的景観－」, 奈良国立文化財研究所学報 58, 1999年, 227-318頁。

(国立歴史民俗博物館研究部)

(2009年5月28日受付, 2009年9月25日審査終了)

Current Situation of Widely Spread Cultural Properties and Problems : Taking Cultural Landscapes in Shiga Prefecture as Main Examples

AOKI Takahiro

Recently, the framework of “cultural landscape” was set up as a system of World Heritage. This system lies between a cultural heritage and a natural heritage and also protects a wide area. While the framework is ambiguous, it has the possibility of designating all types of landscapes as cultural properties.

However, in Japan, landscapes related to agriculture, forestry and fishing were designated first as cultural landscapes. The reason is because those fields were clearly new as cultural properties. However, most of the landscapes related to agriculture, forestry and fishing are private properties and not suitable for protection as public properties. They are also not suitable as tourism resources because they are spread throughout a wide area.

This article clarifies the current situation of this system and the problems by taking “Suigo of Omihachiman” in Omihachiman City, Shiga Prefecture designated first in Japan as an important cultural landscape and “Waterside Landscape in Kaizu, Nishihama, and Chinai in Takashima City” in Takashima City, Shiga Prefecture as the main examples.

Key words: Cultural landscape, Omihachiman City, Takashima City, Lake Biwa